

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年10月23日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：26件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	高圧タービンシールドカバー取付ボルト（1本）に折損が認められたため、対応検討	C	
2	1号機	原子炉格納容器雰囲気モニタ系ラックサンプリングクーラーの閉止プラグに緩みが認められたため、当該プラグを修理	D	
3	1号機	原子炉格納容器床ドレン系放射線モニタに放射能下限を示す警報の発生が認められたため、対応検討	C	
4	1号機	原子炉格納容器機器ドレン系放射線モニタに放射能下限を示す警報の発生が認められたため、対応検討	C	
5	1号機	非常用ディーゼル発電機（A）無負荷試運転の停止操作において、中央制御室及び現場盤の運転表示灯（緑・赤）に点滅が認められたため、対応検討	C	
6	1号機	タービングランド蒸気シール系補助蒸気仕切弁に開度不良（全閉にならない）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
7	2号機	中央制御室気象観測盤「日射量等記録計」に記録の欠測（約6時間）が認められたため、対応検討	C	
8	3号機	残留熱除去系（A）熱交換器ベント弁開度信号変換器点検において、信号不良（弁開側の出力抵抗値が変動し安定しない）が認められたため、当該計器を交換	C	12月12日再審議によりグレード変更 D → C
9	3号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（A）出口流量計点検において、動作不良（指示が出ない）が認められたため、当該計器を修理	D	
10	3号機	給復水系復水前置ろ過装置全量バイパス弁他2台の電動弁駆動部点検において、弁と駆動部の嵌合部（ステムナット）に摩耗が認められたため、当該部を交換	D	
11	3号機	定検時重要パラメータ監視装置の計器点検において、原子炉格納容器サプレッションプール水スイッチ付温度計に動作不良（基準入力を入れても出力に変化がない）が認められたため、当該計器を交換	D	
12	3号機	低圧タービン軸受（No. 7）下半部浸透探傷検査において、線状指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
13	3号機	第1給水加熱器（C）及び第5給水加熱器（A、B）伝熱管渦流探傷検査において、伝熱管（計67本）に判定値基準超えが認められたため、閉止栓を施工	D	
14	6号機	第1給水加熱器（C）出口弁点検において、電動駆動部のオイルシール不良によりリミットスイッチ箱内部にグリース混入が認められたため、当該部を修理	D	
15	6号機	タービングランド蒸気シール系蒸化器加熱蒸気圧力計器点検において、数字表示部不良が認められたため、当該計器を交換	D	
16	6号機	復水脱塩装置バイパス弁（B）電動弁駆動部点検において、手動操作機構が正常に作動しないため、当該機構を修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
17	6号機	タービン主要弁スイッチボックス内点検において、No.1バイパス弁他7台の蓋パッキンの外れ等が認められたため、当該パッキンを交換	D	
18	6号機	原子炉格納容器雰囲気モニタ系(B)格納容器サンプリングライン選択弁及びサンプルガス入口隔離弁リミットスイッチ点検において、接点抵抗値の基準値外れが認められたため、当該リミットスイッチを修理	D	
19	6号機	原子炉格納容器雰囲気モニタ系(A)格納容器サンプルガス入口隔離弁リミットスイッチ点検において、接点抵抗値の基準値外れが認められたため、当該リミットスイッチを修理	D	
20	6号機	原子炉格納容器酸素サンプリング系格納容器酸素分析計弁(内側)リミットスイッチ点検において、接点抵抗値の基準値外れが認められたため、当該リミットスイッチを修理	D	
21	6号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン(B)上下半ノズルダイヤフラム目視検査において、シール部の浸食が認められたため、当該部を修理	D	
22	6号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン(A)高圧蒸気加減弁点検において、弁体および弁座に当り不良が認められたため、当該部を修理	D	11/6修正 誤(B) → 正(A)
23	6号機	主タービン軸トルク計測装置取外し作業において、No.8軸受用反射シールの剥離及び一部未回収が認められたため、当該シールを回収及び対応検討	C	
24	集中環境施設	高圧圧縮設備局所排気放射線モニタラックの警報テストにおいて、誤動作が認められたため、当該警報テスト回路を点検・修理	D	
25	その他	洗濯廃液濃縮設備洗濯廃液濃縮器(A)ドレン元弁及びドレン連絡弁点検において、弁のグランド押さえ部の一部に割れが認められたため、当該部を交換	D	
26	その他	海生物処理設備排水処理装置曝気槽の曝気流量計に指示不良(ドリフト)が認められたため、当該流量計を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで